

岡山市の平成21年度機構改革の基本的考え方（検討素案） について

政令市移行に向け、平成20年2月19日の岡山市議会総務委員会で示された、市の平成21年度機構改革の基本的考え方（検討素案）は、次のとおりである。

平成21年度機構改革の基本的考え方（検討素案）

[1] 趣 旨

政令指定都市移行にあたり、政令指定都市として必要となる組織整備を行うとともに、政令指定都市にふさわしい大都市経営を担う体制を確立していく必要があります。

本市では、これら政令指定都市への移行や、岡山市都市ビジョンに示す都市像「水と緑が魅せる心豊かな庭園都市」「中四国をつなぐ総合福祉の拠点都市」の具体化及び新岡山市行財政改革大綱に基づいて重点政策等の推進を図るための、簡素で効率的かつ効果的な執行体制を整備するため、以下を主な内容とする平成21年度機構改革を実施します。

[2] 主な内容

1. 政令指定都市として必要な組織整備

(1) 区役所の設置

ア 市民保険年金（市民窓口サービス機能等を含む）、税、農業振興、道路、公園等の市民生活に密着した行政サービスを提供する総合出先機関及び区域の特徴を活かした地域振興を図る拠点として区役所（4区役所）を設置します。

イ 区役所の市民窓口サービス機能及び土木・農林業務（現支所産業建設課担当業務）等に関する相談取次機能を補完するために、地域自治センター（仮称）を配置します。なお、合併4支所については、土木・農林業務執行機能を置きます。

その際、現支所は廃止し、地域自治センターとして活用します。

ウ 区役所の市民窓口サービス機能を補完するために、市民サービスコーナーを配置します。

なお、現サービスコーナー等を活用します。

(2) 児童相談所の設置

ア 児童の福祉に関して相談に応じ、必要な調査、判定、指導等を行うため、保健福祉局に児童相談所を設置します。

なお、発達障害対応等を考慮し、関係機関との連携を強化した子育て相談支援体制について検討します。

(3) 障害者更生相談所の設置

ア 身体障害者、知的障害者の更生援護の実施にあたり、相談及び医学的見地等からの判定を行うため、保健福祉局に障害者更生相談所を設置します。

(4) 精神保健福祉センターの設置

ア 精神保健福祉に関する相談に応じるとともに、障害者手帳の交付、医療費公費負担、入院届出等に関する判定、指導等を行うため、保健福祉局に精神保健福祉センターを設置します。

(5) 区選挙管理委員会の設置

ア 各区に選挙管理委員会を設置します。

(6) 農業委員会の設置

ア 各区域に対応して、農業委員会を設置します。

(7) 人事委員会の設置

ア 人事委員会を設置します。

(8) 区会計管理者の設置

ア 各区に会計管理者を設置します。

2 区役所の組織機能

(1) 区役所は、以下の機能を担うこととし、それに必要な課及びその出先機関を設置します。

ア 市民の日常生活に関する事務

- ・ 戸籍に関すること
- ・ 住民基本台帳に関すること
- ・ 外国人登録に関すること
- ・ 印鑑証明に関すること
- ・ 諸証明に関すること
- ・ パスポート申請・交付に関すること
- ・ 国民健康保険に関すること
- ・ 国民年金に関すること
- ・ 介護保険の相談に関すること

- ・ 個人市民税に関する事
 - ・ 土地家屋固定資産税に関する事
 - ・ 軽自動車税に関する事
 - ・ 納税相談・窓口収納に関する事
 - ・ 各種税証明に関する事
- イ 地域振興に関する事務
- ・ 地域振興事業に関する事
 - ・ 町内会に関する事
 - ・ 安全・安心ネットワークに関する事
 - ・ 市民相談に関する事
 - ・ 地域施設の管理等に関する事
 - ・ 防災に関する事
 - ・ 財産区に関する事
 - ・ 各種地域大会に関する事
 - ・ 地域環境事務に関する事
- ウ 現地性の高いまちづくり事務
- ・ 道路の新設改良に関する事
 - ・ 公園建設に関する事
-
- ・ 道路・公園の維持管理に関する事
 - ・ 市営住宅の管理及び軽易な修繕に関する事
-
- ・ 農林水産業の振興事業（補助事業等）に関する事
 - ・ 農業施設の整備・維持管理及び土地改良事業に関する事
- エ 必置機関
- ・ 選挙管理委員会の事務に関する事
 - ・ 会計管理の事務に関する事
- オ その他
- ・ 農業委員会の事務に関する事

3 政令指定都市にふさわしい大都市経営を担う体制の確立

- (1) 簡素で効率的な組織体制とするため、現在の局課2層体制を維持します。また、審議監については、その機能を更に高めるよう、あり方を検討します。
- (2) 各局のPDCAサイクルを強化するため、予算、人事、機構等の経営権限の移譲のあり方を検討します。
- (3) 区域の特色を活かしたまちづくりを進め、都市内分権を推進するとともに、きめ細かい市民サービス提供力を向上させるため、区への一定の予算、人事権の移譲について検討します。
- (4) 市民協働の都市経営を推進し、安全・安心ネットワークを充実させるため、区に市民で構成するまちづくり会議（仮称）の設置及びその参加機能のあり方を検討します。

4 その他

- (1) 市民が協働し、総合的に人権問題に取り組むため、人権推進室を市民局に統合します。
- (2) 新市建設計画推進局を廃止し、新市建設計画、新市基本計画の推進に係る統括、総合調整機能を担任する部署を検討します。
- (3) 政令指定都市推進課を廃止し、政令指定都市移行に係る残余事務の担任部署を検討します。
- (4) 権限移譲に伴う小中学校教員の任免等の事務を行うため、教育委員会事務局の組織を見直します。